

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

重要事項説明書

指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護事業所東近江市
NO.2590500035

社会福祉法人 日野友愛会

沖野原グループホーム

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

重要事項説明書

当事業所はご入居者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人日野友愛会
- (2) 法人所在地 滋賀県蒲生郡日野町深山口5 2 4
- (3) 電話番号 0748-53-0261
- (4) 代表者氏名 理事長 奥田 秀
- (5) 設立年月日 平成9年1月14日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護事業所
東近江市 NO.2590500035
- (2) 事業所の目的
指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご入居者が家庭的な環境の下で介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行い適正な認知症対応型共同生活介護を提供します。
- (3) 事業所の名称 沖野原グループホーム
- (4) 事業所の所在地 滋賀県東近江市沖野3丁目10-18
- (5) 電話番号 0748-22-7555
- (6) 施設長 田中 恵美子
管理者 平尾 眞左子
- (7) 事業所の運営方針
指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護は、介護保険法令に従い、要介護者等の心身特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話及び訓練を行います。
事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。上記のほか「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第5章の規程を遵守します。

注1：地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

〈事業所の環境〉

- ・事業所の延べ床面積 386.49 m²
- ・同敷地内併設事業所
特別養護老人ホーム 沖野原
沖野原ショートステイ

沖野原デイサービス
 小規模多機能型居宅介護施設 沖野原
 ・事業所の立地環境

周りを水田で囲まれた、穏やかな場所であるが、歩いて5分ほどのところには幼稚園や団地があり、家族や地域の方たちにも気軽に立ち寄っていただけ、いろんな方との交流を感じることができる環境です。

(8) 開設年月 平成18年7月10日

(9) 営業日 年中無休

(10) 入居定員 9名

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、1人部屋です。入居される部屋のご指定は、ご入居者の心身の状況や空き状況により、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	9室	各室冷暖房完備、洗面所、トイレ、押入れ付き
食堂	1室	
居間	1室	
台所	1室	
浴室	1室	
スタッフルーム	1室	

※居室の変更

ご入居者及び身元保証人から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご入居者及び身元保証人やご家族等と協議の上決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご入居者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する従業員として以下の職種の従業員を配置しています。

事業所長（管理者）	1名	常勤
計画作成者	1名以上	常勤
介護職員	4名以上	

主な職種の勤務体制

介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数	
早出	7:30 ～ 16:30	1名以上
日勤	9:30 ～ 18:30	1名以上
日勤	11:00 ～ 20:00	1名以上
夜勤	16:15 ～ 8:45	1名以上

※日勤帯延べ介護職員最低配置時間 24時間

4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご入居者に対して、サービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①ご入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご入居者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご入居者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要支援認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご入居者及び身元保証人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご入居者または他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。
この場合でもご入居者の家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めるものとします。
- ⑦事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご入居者又は、御家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
又、ご入居者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にてご入居者の同意を得ます。
- ⑧医療機関において、ご入居者が延命治療を希望されなくなった場合、事業所において、自然の経過で死去ゆく見守るケアを希望された場合、ご入居者と事業所間双方の話し合いにおいて検討します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を、ご入居者及び身元保証人にご負担いただく場合

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

次のサービスについては、居住費、食費を除き通常介護保険負担割合証の負担割合に基づいて介護保険から負担されます。

〈 サービスの概要 〉

- ・施設介護サービス計画の作成
アセスメントによって気づいた課題についての解決策を実現するために必要な日常生活のサービス計画を立案します。
- ・入浴
ご入居者の状況に応じた入浴援助を行います。
- ・排泄
排泄の自立を促す為、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

・機能訓練

ご入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る中で、必要な機能の回復またはその減退を防止する為の見守り及び援助を行います。

〈 サービス利用料金 〉

下記利用料金表によって、ご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご入居者の要介護度に応じて異なります。）

① [認知症対応型共同生活介護（Ⅰ）]

1日当たり

	介護予防	認知症対応型共同生活介護				
要支援・要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費/単位	761 円	765 円	801 円	824 円	841 円	859 円
地域区分 (1 単位当たり)	10.14	10.14	10.14	10.14	10.14	10.14
1 日の利用料	7,716 円	7,757 円	8,122 円	8,355 円	8,527 円	8,710 円
介護保険から給付される金額	6,944 円	6,981 円	7,309 円	7,519 円	7,674 円	7,839 円
サービス利用に係る自己負担額	773 円	776 円	813 円	836 円	853 円	871 円
	(1,544 円)	(1,552 円)	(1,625 円)	(1,671 円)	(1,706 円)	(1,742 円)
	((2,315 円))	((2,328 円))	((2,437 円))	((2,507 円))	((2,559 円))	((2,613 円))

その他 通常加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護職員の総数のうち、勤続年数が 10 年以上の介護福祉士が 25%以上であること。 22 円/日 22 円、(44 円)、((66 円))
	初期加算 入居日より 30 日間は 1 日につき 30 円加算されます。 *30 日を超える入院後の再入所した場合も、同様とします。
	介護職員処遇改善加算（Ⅰイ） 21.0% 所定単位数に乗じます
	生産性向上推進体制加算 10 円/月 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にやっていること、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。1 年以内ごとに 1 回業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行います。

※地域区分については、その他加算においても同様に乗じます。

※上記 『料金表』 は、1 割負担の場合です。

() 内料金：2 割負担の場合 (()) 内料金：3 割負担の場合

〈 個別サービス加算 〉

	基本額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
入院時費用	246 円	250 円	499 円	749 円
口腔衛生管理体制加算	30 円	31 円	61 円	92 円
退居時相談援助加算	400 円	406 円	812 円	1,217 円
若年性認知症利用者受入加算	120 円	121 円	244 円	365 円

○入院時費用 ： 246 円/日（6 日間限度）

病院又は診療所へ入院する必要がある場合、ご入居者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入居できるような体制を確保します。

※1 ヶ月に6日を限度として翌日より6日間1日246円必要となる。

○口腔衛生管理体制加算 ： 30 円/月

歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を月1回行ったとき、加算するものとする。

※歯科受診及び歯科往診時となります。

○退居時相談援助加算 ： 400 円/回

入居期間が1月を超えご入居者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該ご入居者の退居時に当該ご入居者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該ご入居者の同意を得て、退居の日から2週間以内に退居後の居宅地を管轄する市町（特別区を含む。）及び居宅介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該ご入居者の介護状況を示す文書を添えて当該ご入居者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合

＜平成18年3月31日老計発第0331005号

老振発第0331005号 老老発第0331018号 第二6(8)＞

③退居時相談援助は、介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員等が協力して行うこと。

④退居時相談援助は、退居者及びその家族等のいずれにも行うこと。

⑤退居時相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。

○若年性認知症利用者受入加算 ： 120 円/日

厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第96号12）に適合しているものとして市町長に届け出た指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護を行った場合

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が、ご入居者及び署名代行人の負担となります。（料金については別紙サービス料金表を参照）

家賃（個室使用負担金）	55,000 円 / 1 か月定額
食費（1日3食・おやつ）	1,750 円 / 1 日定額
	52,500 円 / 1 か月（30 日換算）

事業所では、ご入居者及び職員が共同で立てた献立表により、栄養ならびにご入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

管理費（水道光熱費）	20,000 円 / 1 か月定額
	水道・電気・ガス及び保守費用等

日常生活品の購入代金等ご入居者の日常生活に要する費用で、ご入居者及び署名代行人にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

電気器具持ち込み費（1 物品）	1,000 円 / 1 か月定額
おむつ代	実費（お持込可）
福祉用具（車いすなど）	1,000 円～/1 か月定額
福祉用具（介護ベッド）	2,000 円～/1 か月定額
寝具リース料（シーツ交換 原則週 1 回含む）	2,000 円 / 1 か月定額
その他の費用 ※外出や行事、病院等の受診など特別にかかる経費）	実費
入居一時金 ※入居時のみで退去時に清算	200,000 円

※その他に当事業者は、定員の範囲以内で、空いている居室を利用し、短期利用のサービス「以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供します。

- ・短期利用共同生活介護の定員は 1 名とし 30 日以内の利用期間を定めます。
- ・ご利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って、事業所の計画作成者が介護計画を作成することとし、当該計画に従い短期利用共同生活介護を提供します。
- ・ご入居者が入院等の理由により、長期にわたり不在となる場合は、当該ご利用者の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することができることとします。
- ・この期間の経費は、管理費を除く費用を短期利用共同生活介護のご利用者が負担します。
- ・短期利用共同生活介護のご利用者が、入居または退居する際は、ご利用者の担当居宅介護支援専門員と連携を図るものとします。

利用料金の計算方法

サービスに関する利用料金は、次の通りの計算とします。

○家賃は、1 ヶ月定額分の金額とします。

○入居月の利用料金は、入居荷物搬入日より日割りで計算した金額とします。
（家賃＋管理費÷30日を1日分とします。）

ただし、電気器具持ち込み費に関しては、10 日以上ご利用の場合は、1 ヶ月定額分とし、9 日以内の場合、半額負担とします。また、寝具リース料につきましては 1 ヶ月定額分、食費につきましては実際の滞在日数分、おむつ代、その他の費用は実費相当分の金額とします。

○ご入居者が、月の途中で入院等された場合または退居された場合は、次の通りの金額計算とします。

〈 家賃について 〉

- ・退居の場合は、1 ヶ月分の金額に対して、荷物引取り日までを、日割りで計算した金額となります。
- ・入院の場合は、1 ヶ月定額分となります。

$$\text{家賃日割り料金} = 1,830 \text{ 円/日}$$

〈 管理費について 〉

- ・ 退居の場合、1ヶ月分の金額に対して、日割りで計算した金額となります。
管理費 ÷ 30 日 = 670 円/日
- ・ 入院の場合は、1ヶ月分の金額に対して、日割りで計算した金額となります。
管理費 ÷ 30 日 = 670 円/日

○料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、請求いたしますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 金融機関口座からの自動振替（毎月20日振替、土日祝日の場合は翌営業日）
- イ. 下記指定口座へのお振込み
滋賀銀行 日野支店 普通預金 537956
社会福祉法人 日野友愛会 理事長 奥田 秀
- ウ. 窓口での現金支払い

◆サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用に当たって、サービスを利用されておられるご入居者の快適安全性を確保する為、下記の事項をお守り下さい。

- ・ 入居にあたり、使い慣れた家具等、持込は原則として自由です。
- ・ 施設・設備の使用上の注意
 - 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
 - ご入居者が故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者及び署名代行人の負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
 - ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
 - 当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
 - 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。居室等での喫煙は防災上、固くお断りいたします。
 - ご入居者が、外泊または外出を希望される場合、食事等の関係上予め事務所までお申し出いただき、外泊・外出届をご提出下さい。
食事は1食単位での徴収となります。
なお、入居者以外の方の食事代につきましては、朝食280円、昼食770円、夕食700円にて精算させていただきます。

6. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者及び身元保証人の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務付けるものでもありません。）

協力医療機関 医療法人幸信会 青葉メディカル
協力歯科医院 木村歯科医院

7. 利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、ご入居者及び身元保証人の都合により、認知症対応型共同生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合はご入居の7日前までに事業者に出してください。入居予定日の7日前までに申し出がなく、当日になって利用の中止、変更の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご入居者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

入居予定日の7日前までに申し出があった場合	…	無料
入居予定日の7日前までに申し出がなかった場合	…	利用料金の10% (自己負担相当額)

なお、荷物を搬入された場合は、荷物引取り日を中止の日とみなし、入居予定日を
超えた場合は、日割り計算して費用を頂くこととなりますのでご注意ください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所の稼働状況によりご入居者及び身元保証人の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を、ご入居者及び身元保証人に提示して協議します。

ご入居者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスにかかる利用料金はお支払いいただきます。

8. 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結の日からご入居者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに、ご入居者及び身元保証人から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご入居者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立及び要支援 1 と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ご入居者及び身元保証人から、解約または契約解除の申し出があった場合（詳細 1）
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合（詳細 2）
- ⑧ご入居者が、身体的・精神的にも、医療行為が継続して必要と、医師が判断した場合。

（詳細１）ご入居者及び身元保証人からの解約または契約解除
 契約の有効期間であっても、ご入居者及び身元保証人から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出

下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ・ご入居者が入院された場合。
- ・事業者もしくはサービス事業者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合。
- ・事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合。
- ・事業者もしくはサービス従業者が故意または過失によりご入居者の身体・財物・信用等傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（詳細２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ・事業者は、ご入居者またはその身元保証人ないしご家族、その他関係者が故意に法令違反しその他著しく常識を逸脱する以下のような行為等を事業所に対してなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、文書による通知により本契約を解除することができます。
- ・ご入居者及び身元保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ・ご入居者及び身元保証人による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ・ご入居者及び身元保証人が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご入居者が、入院を余儀なくされその期間が３ヶ月を超える場合
※ただし、継続的に医療行為が必要とされる場合等は、期間短縮となります。

９．契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご入居者及び身元保証人の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

退去される場合、個室を原状に復し、明け渡していただきます。ご入居者が、原状回復しない時は、事業所が自ら設備、造作等、入居者の費用で撤去回復でき、残物は、事業所において任意に処分できるものとします。

１０．その他

（１）虐待防止について

ご入居者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとし、虐待防止に関する担当者を置きます。虐待を防止する委員会の設置及び委員会の内容を職員に周知徹底し、定期的な研修を実施、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、事業所は、サービスを提供中に当該事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町に報告します。

（２）身体拘束について

①身体拘束廃止の推進に積極的に取り組み、身体拘束のもたらす弊害（身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生、精神的苦痛、人間としての尊厳の屈辱、介護スタッフの

志気の低下、社会的不信等）を抑制することに努めます。

②下記における身体拘束禁止の対象となる具体的な行為を、ご本人の状況等でやむなく必要とされた場合、本人家族に了承を得たうえ、記録を残します。

〈 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 〉

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・転倒しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がり进行を妨げるような、いすを使用する。
- ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を使用する。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

（３）秘密保持等

①介護予防認知症共同生活介護従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得たご入居者又はそのご家族の秘密を漏らさない。

②介護予防認知症共同生活介護従業者であった者が、正当な理由無く、その業務上知り得たご入居者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

③サービス担当者会議等において、ご入居者の個人情報を用いる場合はご入居者の同意を、ご入居者のご家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

④介護従事者においては、介護従事者でなくなった場合にいても、その業務上知り得たご入居者又はそのご家族の秘密を漏らさない。

（４）緊急時等における対応方法

当該事業所職員は、認知症共同生活介護を提供中に、ご入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかにご家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（５）事故発生時の対応

①ご入居者に対する認知症共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該ご入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また、行政担当課に報告を行うとともに、再発防止のための対策を講じます。

②ご入居者に対する認知症共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。（事業所は民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しており、前項規程の賠償に相当する可能性がある場合は、当該ご入居者又は、ご家族に当該保険の調査等の手続き協力をお願いします。ただしその損害の発生について、ご入居者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができます）

（６）損害賠償責任について

①事業所の責任により、ご入居者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を補償いたします。

②事業所は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規程の賠償に相当する可能性がある場合は、ご入居者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力願います。

ただし、その損害の発生についてご入居者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができます。

(7) ハラスメント対策

①事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

②事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

1. 身体的な力を使って危害を及ぼす。(及ぼされそうになった行為)
2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご入居者及びその家族等が対象となります。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(8) 反社会勢力の排除について

当施設は、反社会的勢力（自らが暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者）との一切の関係を排除する方針をとっています。ご入居者及びその親族等が反社会的勢力に属している、もしくは関係を有することが判明した場合、当施設は事前の通知なく本契約を解除し、退去を求めることがあります。

(9) 感染症対策について

感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針の整備、対策委員会の開催及び感染症及び食中毒の予防並びに蔓延防止のための研修及び訓練を実施しています。また、平常時からの備え（備蓄品の確保等）、初動対応、感染拡大防止体制の確率に関する業務継続計画を策定しています。

(10) 非常災害対策

①非常災害に関する『非常災害対策計画』を立てておくとともに、非常災害にそなえるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

②訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

③非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設などとの連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

④事業所は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する『非常災害対策計画』を作成します。

⑤管理者は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備します。

(11) 業務継続計画策定について

感染症や災害が発生した場合であってもご入居者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、「業務継続計画」を策定すると共に、必要な研修及び訓練を実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

(12) 第三者評価について

実施の有無	有 無
実施した直近の年月日	令和8年2月19日
第三者評価機関	公益社団法人 滋賀県社会福祉士会
評価結果の開示状況	東近江市へ報告、ワムネットで開示

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 平尾 眞左子

○苦情解決責任者

施設長 田中 恵美子

○第三者委員

儀 儀 嘉氏 蒲生郡日野町大字深山口 72 TEL 0748-52-0858

岸 岸 嘉幸 蒲生郡日野町大字上駒月 16 TEL 0748-52-3601

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

○受付方法

苦情は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

○苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

○苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その後、苦情申出人は、第三者委員の立会いによる話し合いを、以下により行います。

①第三者委員による苦情内容の確認

②第三者委員による苦情内容の確認

③話し合いの結果や改善事項などの確認

○解決不能の場合

当施設で解決出来ない苦情は滋賀県社会福祉協議会に設置された滋賀県運営適正化委員会（あんしん、なっとく委員会）に申し立てることができます。

滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）

電話番号 077-567-4107

ファックス番号 077-561-3061

電子メール c-ansin@mx.biwa.ne.jp

〒525-0072 草津市笠山 7-8-138

県立長寿社会福祉センター 2階

○解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、「事業報告」や「広報誌」等実績を掲載し公表します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・東近江市役所 福祉部 長寿福祉課 0748-24-5678
- ・滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課
大津市中央4丁目5-9
代表 TEL 077-522-2651 FAX 077-522-2628

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

住所 〒527-0034

滋賀県東近江市沖野三丁目10番18号

事業者名 指定地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護事業所

沖野グループホーム

説明者氏名

印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項（指定地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護）の提供開始の説明を受けました。

ご入居者

住所

氏名 印

身元保証人

住所

氏名 印

続柄（入居者との関係）